

# 北丹後震災における京都府・陸海軍・諸団体の 救護・救援活動に関する一考察

小林 啓治

## はじめに

北丹後震災とは、1927年（昭和2）3月7日、京都府北部を中心に死者2,925人、負傷者7,806人という大規模な被害をもたらした地震である<sup>(1)</sup>。壊滅的な被害をうけた町村は、与謝郡・中郡・竹野郡に集中していた。死者100人以上の町村をみると、与謝郡では市場村201人、山田村141人、中郡では峰山町1,103人、吉原村217人、竹野郡では網野町302人、島津村230人、郷村132人となっている。この震災の特徴は、地震が午後6時27分に発生したことによって、住宅の倒壊と火災によってきわめて多くの焼死者を出したことにある<sup>(2)</sup>。市場村・山田村・峰山町・吉原村・浜詰村では、総戸数に対する全焼・全潰戸数が8割を超えた。

この地震については、救援活動に限定して分析を試みたことがあるが<sup>(3)</sup>、それ以外には蒲田文雄『昭和二年北丹後地震』が唯一の概略的かつ詳細な研究である<sup>(4)</sup>。同書は地震発生直後の状況、救護活動、被害状況、復興、震災記念館や震災展などについて、幅広く目配りした叙述になっており、地震の概要と特徴を知るには有用である。ただ、「シリーズ日本の歴史災害」の一冊としての限界もあり、地震をめぐる救援活動や復興から、当該期の国家・行政・社会の様相を歴史的に位置づけるための論点は深められていない。

そこで本稿では、北丹後震災について以下のような論点を設定して分析を加えることにしたい。第1に、救護活動の中核となった京都府の役割について概観することである。こうした緊急災害時における府県行政の対応システムを明らかにすることは、この時期の国家の特質を論じる上で重要な論点となろう。第2に、軍隊の活動の実態と救護活動における役割を確定することである。より一般化すれば、この論点は、災害史的な観点から災害時における軍隊の活動をどのように位置づけるかという問題と、そもそも軍隊にとって災害時における出動がどのような意味をもったのかという問い合わせと、二つの方向に展開させることができる。第3に、現存する町村役場の文書を通じて、被災地で切実に必要とされた救助と支援とは何か、震災によって町村はどのような負担を負うことになったのかを具体的に明らかにすることである。

これらの諸問題の分析を通じて、当該期の地域社会の人々の生命や生活が、どのような社会機

構によって、どの程度保障されていたのかを考察するための材料を提示することが本稿の課題である<sup>(5)</sup>。

## 1. 発震と京都府の活動

数十の町村を巻き込んだ大規模災害にあたって、被災地域のほぼ全域を包摂する京都府がどのような活動を展開したかは、当該期の行政や国家の特質を考える上で重要な問題である。本章では、発震当日からの京都府による救護活動の展開を概観してみたい。

午後6時27分の発震とともにいち早く活動を開始したのは、宮津湾で演習を行っていた舞鶴要港部に所属する、第9駆逐隊（駆逐艦「椿」「樺」「桑」「楓」）であった。海振による衝撃を受け地震の発生を確信した駆逐隊は、異常事態に臨んで警備隊を編成して宮津に上陸させた。午後8時前後には同隊を第1救護隊としさらに第2救護隊を組織して救護活動を開始した。午後10時、第16師団に属する福知山第20連隊も師団命令を待たずに、治安維持を理由に出兵を決定した<sup>(6)</sup>。

京都府庁では地震発生の情報を得て、その夜の10時から緊急協議会が開かれた。『奥丹後震災誌』<sup>(7)</sup>によれば、「直ちに震災救護事務を開始し之が分担を定めると共に各課員全部の非常召集を行ひ、取り敢へず情報隊を組織して被害地に派遣し」た<sup>(8)</sup>。情報隊は4班編成され、宮津・岩滝・加悦方面、久美浜方面、網野方面、峰山方面を分担することになった。翌8日深夜2時10分の臨時列車で先発隊が出発し、残りの情報隊は午前6時までの間に急派された。これとは別に警察部によって警備隊も組織され、50人が岩滝・加悦方面へと出動した。また、警察部衛生課の防疫医・衛生技師・衛生技手などを中心とする救護班3班が編成された。午前2時10分の臨時列車で第2・第3班が京都駅を出発し、第1班は午前5時10分発で出発した。

一方、京都府庁内には震災救護本部が組織された。その構成は次のようになっている（括弧内は仕事を分担する課を示す）。

総務部——総務係（秘書課・文書課・庶務課）・経理係（会計課）・義捐金品係（社会課）・調達運輸係（農務課・商工課）・作業係（土木課・監督課）・証明係（庶務課ほか）・接待応接係（秘書課・統計課）

警務部——警備係（警務課・保安課・高等課）・救護係（衛生課）・情報係（特高課）

さらに8日、宮津警察署内に京都府震災救護宮津出張所が開設され、被災状況の報告や救護事務の集約点の役割を担った。また8日ないし9日には、中郡峰山町・竹野郡網野町・熊野郡久美浜町にも出張所が置かれ、9日現在で、宮津に120人、峰山に35人、網野に20人、久美浜に4人の、計179人の職員が出張している<sup>(9)</sup>。出動人員で見れば警察官の派遣数がこれをはるかに上回る。府警察部が被災地外の各警察署に命じて、救護作業応援のために出動させた警察官は、8日の時点ですでに379人に達している<sup>(10)</sup>。

以後の京都府の活動を大きく分類してみると、医療救護、救援物資の輸送・配分、パラック建

設、義捐金の募集、衛生対策となる。順番に活動の概要を見ていこう。

まず医療救護について。『奥丹後震災誌』は、震災翌日・翌々日について、「第九駆逐隊が救護班を編成して直ちに岩滝町に出動したのを第一とし、翌八日には本府警察部の救護班の外十二班、従事人員百八十七名の出動を見、九日には陸軍救護班の活動もあり一層増加して累計三百九十五名の多きに達した<sup>(11)</sup>」と記している。しかし、被害は甚大であったから、この程度の救護班で十分な対応が行われたとは思われない。3月8日付の『大阪朝日新聞』には、網野で取材する特派員から送られてきた次のような記事が掲載されている。

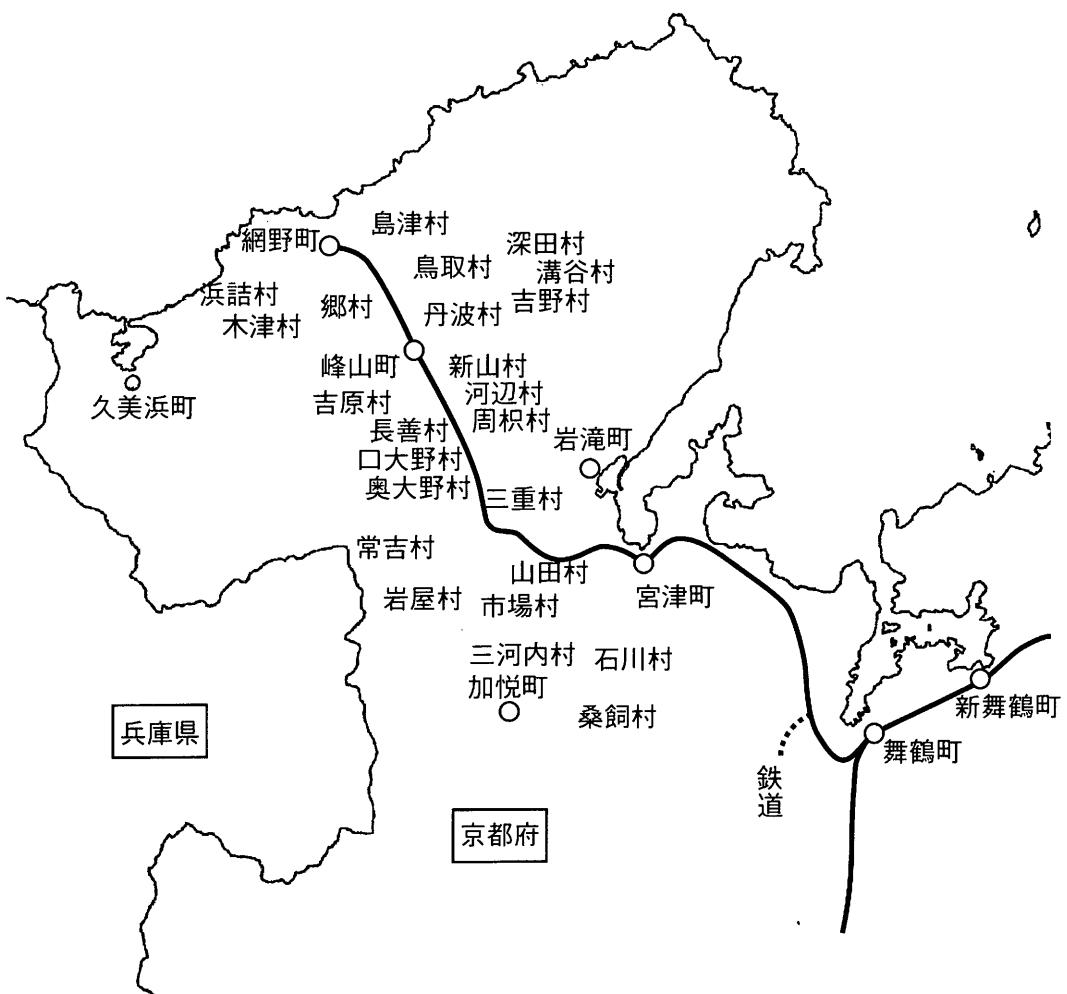


図1 北丹後震災関係町村

峰山から網野にたる街路の所々に『負傷乞救助』と貼紙してよごれた蒲団に包まれてうめいている怪我人が澤山あるが、まだ薬品の支給は愚か前夜来食料の供給さへ何一つ行はれていず、全く激震当時そのまゝで同情に耐へない、至るところで『救助隊はまだ来ませんか』の質問が發せられる目下何より緊急なのは救護と慰問品の到着である<sup>(12)</sup>

10日付にも、「更に救済の最善策を 知事の視察から」という見出いで、救護の不十分さがわかる記事が掲載されているので、引用しておこう。

京都府では震災地救援のため全力を尽しているが現場が未だ混乱状態にあるとのと救護材料が豊富でないところから所期の成績をあげ得ず九日午後現場視察に赴いた濱田知事が岩瀧において既に医療救済に不行届きの点あることが目にとまつた旨府警察部へ報告があつたので府では九日夜緊急協議を開きこれが最善の策を講ずるため村松警察部長および加藤衛生課長が九日午後十時すぎ自動車で現場に急行した<sup>(13)</sup>

このように発震後2、3日は混乱状態にあったが、府内ばかりでなく、府外の救護班も早い時期から被災地に向かっていた。『大阪朝日新聞』大阪版は、3月9日付で、次のように大阪からの救護班の派遣を伝えている。

八日朝来罹災地行きの人々は漸次増加し午後からは見舞客のほかに、救護班続々と梅田駅に殺到し午後三時二十五分梅田発小浜行列車の如きは舞鶴行九十二人、丹後由良七十三人、栗田二人、宮津四百七十四人合計六百四十一人でまだ～增加するらしい<sup>(14)</sup>

結局、救護班の配備が行き渡ったのは、3月11日以降のことになる。府庁には最も被害の大きかった峰山署管内の情報として次のような報告が届いている。

本日中ニ新タニ来援スル医療班ハ十五班ニシテ之ガ関係者医師廿二名看護婦三十五名合計八十五名ニ上リ現在ノ状況ニ於テハ峯山町ハ勿論各村落ニ至ル迄充分ニ行キ渡リタル実況ニテ本日ノ如キハ最早配置スペキ町村ナキ為隣接網野方面ニ二班ノ医療班ヲ差向ケタル次第ナリ<sup>(15)</sup>

もちろん、これですべての被災地に救護班が十全に配備されたとはいえないにしても、一つの指標と考えることはできるだろう。

救護班の活動を概括的に把握するために、表1を参照しよう。この表から次の点が確認できる。第1に、京都府内の救護班でみると、診療人員が1,000人を超えているのは、京都府警察部、赤十字京都支部、京都帝国大学医学部、京都府医師会、京都府立医科大学、與謝郡医師会、に限られているということである。これらの救護班だけで、府内救護班の診療人員の77%をカバーしている。第2に、診療人員に関して、府内救護班と府外救護班の比率はほぼ4:7になっていることである。このことは、震災の規模が府内の救護班の対応能力をはるかに超えており、府外の救護班の援助が不可欠であったことを意味している。第3に、府外の救護班を見ると、静岡・石川・富山・島根・広島・福岡などのように、かなり遠隔の県からも救護班が来ていることである。それらの多くの活動期間は、発震から2週間以上たった3月下旬であり、救護活動の終盤にあたっている。活動期間が後ろにずれているのは、地理的な要因で到着が遅れたのではなくて、近隣府

北丹後震災における京都府・陸海軍・諸団体の救護・救援活動に関する一考察

表1 官民諸団体による救護活動

府県名	派遣団体名	班数または 人数	活動期間 (出動～帰還)	診療人員 (延べ人数)	救護活動場所など
京都府	京都府警察部	3班	3月8日～4月4日	2,991	(1班) 河辺・周枳、(2班) 島津・郷・鳥取・吉野・溝谷・深田・網野下岡・木津・浜詰・豊栄、(3班) 峰山・河辺
	赤十字社京都支部	10班	3月8日～4月2日	3,161	救護班による応急救護活動が一段落する18日頃から、順次、次の施設が開設された。 (患者収容所) 宮津・岩滝・峰山・網野 (救護所) 加悦・市場・山田・三河内・岩屋・石川・桑飼・口大野・吉原・丹波・河辺・郷・浜詰・島津・鳥取・木津 以上の施設で延べ12,367人を診療
	加佐郡医師会	2班	3月8日～*3月9日	458	(1班) 口大野・峰山、(2班) 山田を中心に巡回
	京都帝国大学医学部	3班	3月8日～*3月16日	2,232	(1班) 口大野・吉原、(2班) 郷、(3班) 吉原・郷
	與謝郡医師会	3班	3月7日～3月19日	1,397	岩滝・石川・市場など、宮津公会堂に救護所(3月8日～18日)、救護班に加わらず個人で診療した場合もあった。
	鐘紡京都支店	1班	*3月9日～*12日	12	峰山・山田
	京都府歯科医師会	5班	3月17日～4月15日	741	(イ班) 網野、(ロ班) 峰山、(ハ班) 加悦、(ニ) 口大野、(ホ) 河辺
	府立医科大学	3班	3月8日～22日	3,031	(1班) 峰山、(2班) 郷、(3班) 網野
	本派本願寺	1班	3月10日～不詳	600	本山付属の大日本佛教慈善財團による救療班が峰山を中心に巡回
	佐伯病院	1班	*3月14日～*19日	255	木津・郷
	山田長左衛門	1班	*3月8日～*13日	459	鳥取
	京都市役所	5班	3月8日～*26日	811	岩滝・山田・峰山・長善
	京都府薬剤師会	4班	3月8日～*18日		主力を石川・市場、余力を峰山・網野に配置
	知恩院華頂婦人会	2班	3月10日～不詳		峰山
	天田郡医師会	2班	*3月8日～*13日	193	山田・市場・常吉・吉原・峰山
	大谷派本願寺	1班			
	京都府医師会	5班	*3月9日～*28日	1,482	(1・2班) 三河内、(3班) 岩滝、(4班) 丹波、(5班) 山田
	宮津カトリック教会	1班	*3月17日～*24日	711	岩滝
	京都府看護婦組合				
	小計			18,534	
東京都	東京府	1班(9人)	*3月11日～*17日	554	峰山杉谷に天幕張
	東京市	19人	3月11日～22日	1,443	網野町浅茂公会堂に救護本部、浜詰に天幕張の救護所
	廣尾病院	21人	*3月11日～不詳		網野
大阪府	大阪府救護班	12人	3月10日～*25日	1,619	丹波・網野・島津
	赤十字社大阪支部	2班	3月8日～*28日	1,173	山田・石川・市場・加悦・三河内・桑飼
	大阪市役所	4班	3月8日～*14日	516	常吉村小学校、山田、市場、三河内
	大阪通信局	2班(8人)	3月8日～13日	479	
	大阪基督教青年会	27人	3月11日～不詳(1～2ヶ月間)		加悦・市場・網野
	大阪府立医科大学	16人	3月9日～14日	332	峰山・網野
	大阪朝日新聞社	7人	3月9日～不詳		10日早朝から峰山でテントを張って救護所とする。
	大阪毎日新聞社	3班	3月8日～?		加悦谷方面、山田から峰山・網野・島津の巡回診療／12日に到着した第3班は市場村四辻に本拠
	梅田病院内柔道整復師会	21人	*3月14日～*23日	650	口大野・長善・峰山・網野・島津
	日本生命済生会	29人	*3月8日～*18日	1,011	口大野・峰山・奥大野・三重・丹波・吉原・網野・郷・島津その他
	大阪府薬剤師会	13人	*3月10日～*14日		加悦・市場・三河内・郷・網野
	大阪市医師会	13人	*3月10日～*16日	589	島津

神奈川県	神奈川県救護班	3班(交代)	3月12日～4月1日	1,655	鳥取村公会堂に救護所
兵庫県	兵庫県救護班	11人	3月8日～不詳	945	峰山
	赤十字社兵庫支部	2班	3月8日～21日	1,802	岩屋・三河内・市場・山田・石川を巡回
	神戸市役所	8人	*3月11日～*14日	275	島津
	神戸鉄道局	2班	3月8日～*18日	988	山田・峰山
	出石郡医師会	15人	*3月8日～*9日	50	岩屋
奈良県	奈良県救護班	2班	*3月9日～*15日	526	長善、五箇
	赤十字社奈良支部	6人	*3月11日～*17日	475	長善
三重県	赤十字社三重支部・県衛生課	11人	3月9日～*18日	481	口大野
愛知県	赤十字社愛知支部	2班	3月14日(23日?)～*4月6日	1,137	吉原・郷
静岡県	赤十字社静岡支部	7人	3月28日～4月6日	497	峰山
滋賀県	滋賀県救護班	11人	*3月10日～*16日	412	奥大野
	赤十字社滋賀支部	3班(28人)	3月8日～19日	3,681	奥大野(倉垣小学校内に救護所開設)・山田・市場・長善
岐阜県	赤十字社岐阜支部	8人	3月18日～*29日	1,127	新山
福井県	岐阜県救護班	20人	*3月13日～*22日	1,128	峰山郵便局跡に救護所、網野・口大野・山田・吉津など巡回
	赤十字社福井支部	13人	3月9日～*20日		「京都府出張所に就き協定の上」新山に救護所
石川県	赤十字社石川支部	8人	3月24日～*4月2日	731	丹波
富山県	赤十字社富山支部	8人	3月26日～4月7日	692	峰山
鳥取県	赤十字社鳥取支部	8人	*3月11日～*15日	593	島津
	鳥取市医師会	5人	*3月10日～*12日	91	浜詰
島根県	赤十字社島根支部	16人	*3月17日～*27日	516	「宮津出張所で協議の上」峰山(字白銀に救護所)
岡山県	赤十字社岡山支部	2班(12名)	3月19日～25日	972	奥大野・常吉・島津
広島県	広島県救護班	12人	3月24日～4月13日	2,093	市場
	赤十字社広島支部	6人	*3月26日～不詳 *4月10日	983	奥大野に救護所
和歌山県	赤十字社和歌山支部	9人	*3月14日～23日	292	山田に救護所、市場
	和歌山県医師会	12人	3月15日～24日	1,255	島津(小学校前に救護所)
福岡県	福岡県救護班	3人	*3月12日～*22日	383	網野
その他	金谷栄照社	13人	3月11日～不詳		網野
	小計(京都府外)			32,146	

出典：『奥丹後震災誌』350～396頁より作成。

注：現地での活動はこれより短くなる。班によって活動期間は異なるので、最も早く活動を開始した班と最も遅くまで活動した班の日付を記した。活動開始日または来援日、終了日を示す場合には\*を付してある。また、日付が未確定の場合は不詳、複数の記述があり確定できない場合は?を付した。空欄は数値などが確定できないもの。

県の救護班が活動サイクルを終える時に救護活動の間隙が生じ、それを埋めるためにさらに遠方の諸県に応援が要請されたからだと思われる。

さて次に、救援物資の輸送と配給について見てみよう。京都府は、発震翌日の午前9時、白米200石、梅干4樽、漬け物12樽、毛布5000枚を被災地に急送した。その日の午後7時には、さらに白米100石、梅干2樽、蠟燭20箱などを追加輸送している。8日から9日にかけては府が自ら物資の調達にあたっていた。物資の調達より困難をきわめたのは物資の輸送であった。鉄道は、発震翌日には丹後山田まで開通しているが、それより先の隧道の被害が激しく、網野までの間が開通するのは20日のことである。それまでは救護・救援団体は丹後山田で乗降した。救恤品はほとんどが宮津駅で、バラック建築材料は丹後山田駅で荷下ろしされた。

鉄道による物資輸送の出発点となった京都市の梅小路駅においては、9日から14日が物資輸送のピークにあたった。この間の輸送量については、駆逐艦によるものとあわせて次章で検討す

る。3月17日頃までは府の調達品および各地の義捐金品を毎日大量に送ったが、「此頃から罹災民に一通り行き渡つたので幾分輸送量も少なくした」ようである。救援物資は食料品のほか、衣料・木炭・風呂桶など生活用品全般にわたっているが、注目しておきたいのは天幕と毛布である。天幕は8日から11日までの間に調達数は1,366張であったが、そのうち第16師団から505張、警視庁から328張を調達した。その後、さらに警視庁から278張、大阪府から2,091張を借り入れた。毛布については、8日から19日までの間に、32,650枚を購入するか借入した。借入先は天幕同様に第16師団が圧倒的に多く、12,500枚に及んだ。大阪朝日新聞社からも3,000枚を借用している。

これらの救援物資は、京都府が府下並びに近隣府県から借り上げたトラックによって運搬された。トラックは最高80台に及んだが、『奥丹後震災誌』によれば、「運搬能率は遅々として進まないものがあった」という。次の引用のように、道路状況が輸送を困難にした大きな原因であった。

二十一名の運転手は貨物自動車二十一台を運転して主として峰山、加悦方面への配給に任じ、係員十六名は人夫二十名を督して多くの救護材料の積込、取り下しに努めたが、何分にも二三日来の豪雨と、十一日朝からの降雪とで路上は沼田のごとく泥濘でこねかへし、加ふるに道幅狭きため自動車の運転自由ならず、配給上非常の困難を極めたのであつたが、罹災民の困苦を思ふときは一刻も早く彼れ等の手元に届かしめねばならぬと係員は大車輪の活動を続け、宮津町青年団員三十名は又停車場の貨物荷卸しのために出動し、私設消防員二十五名も之に従事したが、十三日から十六日にかけ加佐郡東雲村の青年団員と宇治郡青年団員數十名が来着して之が応援に努めた。それでも尚輸送と配給の力充分でなく、一時は本部に滞貨増加の傾向を示したこともあつた<sup>(16)</sup>。

この記述によっても発震後10日までの間、物資輸送が大変難航したことがわかる。地元はもちろん被災地外からの応援団体の応援にもかかわらず、滞貨傾向があったことが率直に記されていて、この震災の規模が府の対応能力を超えるものであったことが看取される。

物資の輸送はこのほか海路によってもなされた。鉄道が寸断されたために、京都・大阪方面からは孤立状態になった網野町・島津村・鳥取村方面には、海上輸送が有効であった。主としてそれを担ったのは、海軍第9駆逐隊であった。とはいえ、海上輸送は陸上輸送以上に天候の影響に大きく左右される。11日には駆逐艦「多摩」と警察船「保安丸」が増援したが、波浪のために充分な活動にいたらず、物資の大量輸送は13日以降にずれ込んだ。海上輸送の役割についても次章で考察する。

救護活動・救援物資の輸送に続いて急がねばならなかったのは、被災者の住居の問題であった。府の救護本部では、3月10日にバラック材料となるトタン板28,000枚、用材3,000戸分を宮津救護所に送付し、さらに1,000戸分を12日に送達した<sup>(17)</sup>。3月17日までに建設されたバラックは733戸で、3月18日に405戸、19日に383戸、20日に263戸が建設され、累計1,784戸に達した。この時点で、京都府は罹災地の各町村長に対して、府建設バラックへの収容希望者数を調

査し 22 日までに報告することを要請した<sup>(18)</sup>。各町村から上がってきた数字を総合すると、希望者数は 3,859 であった。バラック建設がこの基準に達するのは 3 月 30 日である。最終的なバラック建設戸数は、4 月 3 日の 4,144 戸であった。

義捐金については、京都府は組織的な対応をとった。3 月 8 日、浜田知事は安田京都市長、浜岡京都商業会議所会頭の参会を求め、連名で義捐金募集の呼びかけを公表した。同日、知事は各新聞通信代表者を招き義捐金募集の賛同協力を依頼し、また内務・学務部長連名で府下各町村長に対して応募勧誘方を通牒した。これに加えて、知事名で、政府・各道府県知事・植民地長官に対しても義捐金募集に対する特別の配慮を請う旨を電請した。

こうした呼びかけだけにどまらず、府は義援金募集の成果をあげるためにいくつかの手を打った。その一つは、各種団体の代表者、府会議員、郡農会長、町村長（被災地外）など 269 人を募集委員とし、募集の効率をあげることであった。京都市内では方面委員を督励して募集にあたらせている。いま一つは、当初の応募状況が思わしくないことから、3 月 15 日に多額納税者などに案内状を出して懇談会を開いていることである。その結果、いったん締め切られた 4 月 15 日の時点で、義捐金は 223 万円に達し、「意外の好成績を収めた<sup>(19)</sup>」。

義捐金募集に一定の効果を発揮したと思われるには、活動写真であった。震災救護本部の情報係は、激甚な被害地に技師を派遣して実況を映写させ、できあがった映画 8 本を 3 月 13 日中に東京・大阪・滋賀・兵庫・愛知・鹿児島などの各府県へ発送したとされる<sup>(20)</sup>。また、新聞社はこれより早く、独自の編集による映画を上映した。大阪朝日新聞社が写真班の送ってきたフィルムを最初に上映するのは、8 日午後 9 時のことである<sup>(21)</sup>。10 日付の同新聞大阪版には次のような記事がある。

八日夜朝日会館及び大阪の松竹、朝日、常磐三座の常設館で公開した本社活動写真班撮影の大震災映画は物すごいまで各方面に深い衝動を与へたらしく九日さらに峯山、豊岡、口大野、丹後山田など被害の中心地を撮影した第二報、第三報を得たので同夜七時から三回にわたり中之島公園広場で公開したところ、定刻前雨あがりの泥濘道も物ともせず、つめ寄せる観衆のためさしもの広場は人の黒山を築いた<sup>(22)</sup>

最後に、医療・衛生について簡潔に述べておこう。京都府は、震災救護病院を 3 カ所に設置した。3 月 12 日に、与謝郡医師会員によって震災直後に開設された宮津公会堂救護所を引き継いで「京都府立宮津震災救護病院」とした。3 月 17・18 日の両日で峰山警察署跡に 14 の天幕を張り、「府立震災救護峰山天幕病院」とした。ここでは、府立医大附属病院の医師 4 名が治療にあたり、最も多いときで 150 名から 200 名の患者を収容した。網野町では、旧郡役所庁舎を利用して「府立震災救護網野病院」を開設。すでに医療活動を行っていた府第 2 救護班および府立医大附属病院の職員が、ともに診療にあたった。3 月 19 日、これらはすべて赤十字社京都支部の所管に移された<sup>(23)</sup>。

直接の被害ではないが、災害に伴って必然化する衛生問題についても対応が急がれた。府衛生課は、必要と思われる警察署に衛生事務警察官の増員を行ったが、それでも不十分であったので、

警察官6名を一隊として各署に配置した。その役割は、被害町村を巡視して、傷病者の救護状況・避難民の生活・伝染病予防設備の状況などを調査し、衛生についての罹災民の自覚を促すことになった。さらに3月22日、宮津出張所に宮津・峰山・網野3署の衛生主任を召集し、衛生班を組織して伝染病予防に力を注いだ<sup>(24)</sup>。

以上見てきた京都府の諸活動において、救護本部・出張所・被災地をつなぐ情報網の役割を担ったのは警察官であった。すでに見たように、京都府警察部は発震直後から多くの警察官を被災地に出動させたわけだが、被災地での警察官の活動は、警備・通信・配給・衛生・検視・情報収集とあらゆる方面にわたっていた。注目されるのは、そこで得られたさまざまな情報が、各警察署を通じて救護本部情報係、すなわち、特高課に集約されていることである。そして情報係は得られた情報を府庁内に「震災情報」として配布した。「震災情報」は3月21日までに480号が発行され、最終的に1,000号を超えた<sup>(25)</sup>。この情報が救護本部の活動に有効な指針を与えたことは想像に難くない。

ところで、京都府の救護活動はいつまで続くのだろうか。おおまかにいえば、地震発生から1ヵ月後が目安になる。4月7日に、峰山・網野・久美浜の各出張所と与謝郡出張所が引き扱われ、府庁内の震災救護事務分担が廃止された。これをもって狭義の救護活動は終了し、復旧・復興への歩みが徐々に始まる。4月12日には、宮津出張所の組織が縮小され、庶務、物資、経理の3係となり、京都府からは社会課所属吏員のみが残存した。最終的に宮津出張所が閉鎖されるのは、6月5日のことである。発震後約3ヵ月後をもって京都府の救護活動はほぼ完全に終息したといえよう。

このように、京都府の活動を検討した上で確認できることは次の点である。第1に、京都府が直接の責任をもって救護活動にあたったが、震災の規模はそれをはるかに超えており、他府県からの応援が不可欠であったことである。京都府知事が応援を依頼した府県は近隣府県にとどまらなかった。第2に、被災地での府としての活動の多くは、警察官が担っていたことである。被災地における警察の肥大化によって災害への対応がなされていることとともに、1925年に設置された特高課が、災害情報の収集にあたって要の位置を占めていることは注目に値する。

## 2. 陸海軍の諸活動と役割

本章では、震災時における陸海軍の活動について検証する。軍隊の社会史的な分析が近年急速に進展しているが、災害時における軍隊の出動と活動についての研究はそれほど多くない<sup>(26)</sup>。軍隊と社会との関わりを明らかにするためには、対外戦争への動員の側面ばかりではなく、こうした災害時の軍隊の活動を位置づけることが不可欠である。災害時の軍隊の活動は、軍事行動とは全く異なる社会的意味をもっている。軍事行動の際には、兵士以外の国民は動員される対象であり、さまざまな負担を要求されるのに対して、災害時には軍隊によって生命を救出されることもあるし、負傷の手当を受けることもある。その意味で、災害時の活動は、軍隊が強固な社会的

基盤を獲得または更新する契機となりうるだろう。一般に軍隊の社会的支持が低下したとされる1920年代には、とくにこの点に留意して軍隊の活動を位置づけなくてはならない。

さて、すでに1章でふたのように、地震発生直後から陸海軍は活発な動きを見せた。まず陸軍から検討してみよう。表2は被災地に派遣された陸軍部隊とその員数、活動期間を示している。この表によれば、陸軍からは総計約1200人が出動していることがわかる（救護班は除く）。

表2 陸軍の派遣部隊

派遣部隊	編成	派遣人員など	活動期間
第16師団歩兵第20連隊(福知山)	第5中隊／第6中隊 ／第7中隊／通信班	442人	第5, 6中隊は3月 8日～15日 第7中隊は3月10 日編成～15日
舞鶴重砲兵大隊	第1中隊／第2中隊	199人、馬4頭、自動 車5台、輜重車4台	3月8日～14日
第16師団工兵第16大隊(深草)	混成1中隊を編成	100余人	3月9日編成～24日
第16師団歩兵第9連隊(深草)	2中隊を編成	216人	3月11日～25日
第10師団輜重兵第10大隊(姫路)		28人／駄馬24頭	3月13日～？
第4師団工兵第4大隊(高槻)	臨時1中隊を編成	94人	3月15日～25日
第3師団工兵第3大隊(豊橋)	第1小隊／第2小隊 ／第3小隊	102人(101人)	3月16日～26日
第16師団輜重兵第16大隊(深草)	自動車小隊を編成	23人／自動貨車5台 ／サイドカー1台	3月17日～25日

出典：『奥丹後震災誌』259～275頁より作成

注1：活動期間は現地到着～現地発を示す。現地到着日が不明な場合は、編成日を記しその旨を表示した。

注2：第3師団工兵第3大隊の派遣人員は、『奥丹後震災誌』本文には102人とあるが、表の小隊の人数をたすと101人となる。

これらの部隊の活動内容は、歩兵・重砲兵大隊の場合、道路の修理、負傷者の運搬、消防、死体の運搬、食糧・救護物資の運搬、電話の架設など多方面にわたっている。また工兵は、道路の修理やバラック建設を担当し、輜重兵はバラック建設材料や救護物資の輸送運搬にあたった。ここではとくに、バラック建設における陸軍の役割について分析しておきたい。<sup>(27)</sup>

バラック建設に関してもっとも早い出動命令は、第16師団の工兵第16大隊に対して出された。同隊は発震翌日の9日に混成1中隊を組織し、10日から13日にかけて峰山・網野・島津間において、3カ所の切り通しや道路を塞ぐ崩土の開鑿作業を担当し、一部は峰山・吉原・長善・丹波・網野・島津・郷・浜詰などの町村でバラック建設に着手した。1中隊平均1日70戸の工程で建設作業は行われた。同隊のみで24日の帰還日までに峰山町に445戸、吉原村に50戸、丹波村に110戸、長善村に75戸、合計680戸を建設した。

第4師団工兵第4大隊は、3月14日に出動命令を受け、早朝に高槻駅を出発し丹後山田に直行した。15日の午前11時に山田村役場に到着し、役場西側の小学校跡を整理し幕舎9戸を構築

したあと、峰山町に前進しバラック 14 戸を建築して宿営した。このうち、16・17 日と峰山町でバラック建築に従事し、2 日間で 105 戸を建築した。18・19 日は吉原村で 102 戸、20 日には島津村で 30 戸、21 日には青年団・村民有志と協力して 116 戸を建築。22 日には網野町で 85 戸、23～25 日には島津村で 136 戸を建築し、この間総計 588 戸を建築した。

第 3 師団工兵第 3 大隊は、15 日の早朝に豊橋を出発し、舞鶴で一泊したあと 16 日に網野に到着した。17 日から網野町周辺のバラック建設工事に着手し、36 戸を建築した。その後は、18 日に 45 戸、19 日に 50 戸、20 日に 50 戸を建築した。21 日には郷村で 55 戸、22 日には郷村で 30 戸、網野町で 30 戸、浜詰村で 30 戸の計 90 戸、23 日には浜詰村、網野町などで 110 戸、24 日には峰山町で 40 戸、郷村で 50 戸を建設した。この間の総建築数は 526 戸である<sup>(28)</sup>。

以上、工兵大隊が関わったバラック建築数は 1,794 戸となり、表 3 にみられるように、被災地で建設されたバラック総数の約 43% にあたっている。なお、これらの工兵大隊がバラック建設に関与した町村は背景色で示してある。震源に近くバラックの必要度が高い地域を中心に、工兵大隊が配備され建築にあたっていることがわかるだろう。地域別に見ると、工兵大隊が建築にあたったバラック数の比率は、峰山町・吉原村・長善でほとんど全部、郷村で 9 割、丹波村で 9 割弱、網野町では半分程度に達している。100 軒以上バラックが建築されたところでも、工兵大隊が関与していないところが結構あるが、被害が激甚であった地域では陸軍の役割は大きかったといえよう。

表 3 町村別バラック建設（4月3日現在）

町村名	戸数	町村名	戸数
宮津町	4	常吉村	39
吉津村	26	五箇村	57
石川村	140	三重村	59
桑飼村	80	新山村	50
与謝村	5	河辺村	40
加悦町	140	周枳村	45
三河内村	120	網野町	517
岩屋村	60	浜詰村	110
市場村	200	郷村	150
山田村	198	鳥取村	90
岩瀬町	222	木津村	40
府中村	20	島津村	405
峰山町	602	深田村	13
長善村	75	間人町	35
口大野村	140	豊栄村	16
奥大野村	60	久美浜町	58
吉原村	152	神野村	30
丹波村	126	湊村	20
総計			4,144

出所：『奥丹後震災誌』316～317 頁より作成

注：背景色があるものは陸軍工兵大隊が建築に関与した町村

さて、陸軍はこれらの部隊とは別に、表4のとおり救護班を組織し被災地に派遣した。第1救護班は3月8日、岩滝町方面から被災地へ進入し、主として峰山町近辺で活動した。第2救護班は、3月8日、京都駅から山陰線で福知山を経由し、豊岡に出てそこから徒歩で網野町に向かった。途中久美浜から網野方向までは融雪と河川の氾濫によって前進が困難となり、峰山へと進路を変更せざるを得なかった。途中の村で救護活動を行いつつ、峰山に到着したのは10日の午後であった。11日以後は北上して網野で救護所を開き診療に従事した。第3救護班は、3月10日の午後に京都駅を出発し、同夜、丹後山田駅に到着。11日以降は島津村、鳥取村・郷村・丹波村・口大野村などで診療活動を行った。これらの地域は島津村から南へ向かって峰山に連なる線上にあり、第1、第2救護班の活動地域の西側一帯をカバーするものであった<sup>(29)</sup>。

表4 陸軍の救護班

	編成母体	人員	救護活動日	診療患者数
第1救護班	福知山衛戌病院	18～39人	3月8日～15日	1,274人
第2救護班	京都衛戌病院	21人	3月9日～20日	850人
第3救護班	京都衛戌病院	15人	3月11日～15日	648人

出所：『奥丹後震災誌』275～281頁より作成

注：救護活動日は実際に活動を行った日を示し、行軍の日は除いた。

このような陸軍の活動について『奥丹後震災誌』は、「その統一ある機敏なる活動によつて着々整理と建設の実が挙つて行くのを見て、罹災民は多大の感謝と満足を表し、至る所「救ひの神」として其来援を迎へ、信頼を捧げて止まないものがあつた<sup>(30)</sup>」と総括した。京都府の評価であることを割り引いたとしても、軍隊の活動が一定の評価を受けたことは間違いないだろう。

次に海軍の活動について検討してみよう。震災時に活動したのは第九駆逐隊に属する四艦（「桑」「楨」「樺」「椿」）と軽巡洋艦「多摩」であり、その活動は、発震直後の情報収集、人員・物資輸送、救護活動の三つに区分できる。発震直後の情報収集については、すでに述べたように、たまたま宮津湾に碇泊していた第9駆逐隊が被災情報の伝達の中継点となった。宮津警察署に集中した被災情報は第9駆逐隊を通じて舞鶴要港部や京都府に伝達された。地震が日本海沿岸部で発生したこと、しかも舞鶴要港部に近かったという自然条件が、海軍の情報収集の役割を高めることになった。

震災にあたって海軍の特性を反映した活動は人員・物資輸送であった。地震の情報を接した舞鶴要港部は「多摩」を派遣し、宮津から西久美浜に至る海岸一帯の警備にあたらせた。救護隊や物資の輸送は、翌日早朝から開始された。8日前8時に、「椿」は警察官その他の人員と物資を宮津に揚陸させたあと、網野へと向かい正午には網野（浅茂川）に到着した<sup>(31)</sup>。同時刻、敷設艦「鷺崎」は乾パンなどの救護物資と福知山在郷軍人会員約80人、警察官約60人、府立医大職員約20人、三舞鶴消防組・青年団員約40人を宮津に陸揚げした。午後0時半には「多摩」が救護隊を乗せて宮津に向かい午後3時に陸揚げした。

9日朝には、「椿」「楨」が救護品と海軍第3救護班を網野に輸送した。しかし、午後からは天

候不良となり、10, 11日も回復しなかったので駆逐艦による輸送は不可能となった。再開されるのは翌12日からで、13・14日と輸送は続けられた。この間、どれだけの物資が輸送されたのかはよくわからない。ただ、『奥丹後震災誌』には「十四日には午前六時と十時との二回に毎回百十噸宛の物資を駆逐艦樺・椿の二艦に積み込み宮津から網野へ回航<sup>(32)</sup>」とあるから、14日だけで220tを輸送したことになる。これがどの程度の比重をもつかは、陸上輸送の規模と比較してみればよくわかる。京都市の梅小路駅から被災地に鉄道で運搬された救護物資は、9日が89t、10日が122t（第16師団の輜重車両20t、自動車3台24tを含む）、11日が78t、12日が169t、13日が91t、14日が60t（計609t）である。天候悪化のために海上輸送は一時不可能となったものの、12日以後の海軍による輸送量はかなりの規模に達していることが推測されよう。

救護についてはどうであろうか。表5のとおり、海軍では、第9駆逐隊、軍艦「多摩」、舞鶴要港部病院、防備隊がそれぞれ救護班を組織して活動した。発震後いち早く活動を開始したのは第9駆逐隊であった。同隊による救護隊の編成について『奥丹後震災誌』の記述には多少混乱がある<sup>(33)</sup>。ただ、第1次・第2次の救護隊については、岩滝町から山田村の線を中心に活動したことは確実である。海軍の救護班による診療患者数は正確にはわからないが、表5から1,169人以上であることは間違いない。陸軍と比較すればやや少ないのである。陸海軍あわせての診療人員総数は、表4の数字と合算して、おそらく4,000人を上回ると思われる。これを前掲表1と比較して、救護活動全体の中で位置づければ、診療人員の約8～10%を陸海軍が担当したことになる。数字だけみると陸海軍の貢献度は比較的小さいが、震災直後に活動を開始したことによって、活躍が印象づけられたのではなかろうか。

表5 海軍の救護活動

組織	編成	活動期間	活動地域／診療者数
第9駆逐隊	第1次救護隊2班 (84人) 第2次救護隊(68人)	3月7日夜（編成） ～13日（撤退）	岩滝町・山田村・長善村・網野町／400人以上の診療。
	4回交代で編成 1回 - 84人 2回 - 88人 3回 - 59人 4回 - 58人	3月8日（編成） ～12日（撤退）	岩滝町・山田村・桑飼村・四辻村／240人を診療。
舞鶴要港部病院	第1救護班 第2救護班 第3救護班	3月8日（編成） ～12日（撤退）	第1救護班は第9駆逐隊の第1救護隊の配下に入る。第2救護班は峰山方面。第3救護班は9日に網野へ到着し、網野町浅茂川・下岡、浜詰村に治療所を設ける。網野町、浜詰村、島津村、鳥取村を担当／第3班が529人を診療。
舞鶴防備隊	第1救護班 第2救護班	3月9日（編成） ～12日（帰港）	「椿」「樺」で網野に向かう。「椿」に乗船の救護員は宮津に上陸し、徹夜で網野に向かい翌10日午前に網野着。

出典：『奥丹後震災誌』281～289頁より作成。

ここで、軍艦「多摩」の救護活動について若干補足しておきたい。同艦の救護班は、8日午後に宮津に入港し、4回交代で活動している。同艦艦長が宮津方面における救護指揮官に任命されていたためか、救護隊の編成はより組織的である。1回目の編成を示すと、指揮官およびその補佐、捜査隊（第1小隊・第2小隊／各19名）、保安隊（少尉・下士官・兵／17名（武装））、附属係（主計兵曹・兵／4名）、救護班（第1班～第3班／軍医各1名・看護部員3ないし2名・付兵各4名など）、陸上仮設通信所（4名）となっている。捜査隊は、負傷者や死者の発見・発掘などを行ったものと思われ、直接診療活動にたずさわるのは救護班であった。したがって、出動人員そのものは多いものの、救護班の人数は初回では全体の3分の1程度にすぎない。第3回にはさらにその比率を減少させている。

「多摩」の救護隊の編成の中で注目されるのは、武装した保安隊が編成されている点である。9日に交代した第2回の救護隊の実績について『奥丹後震災誌』は次のように述べている。

〔捜査隊の〕第二小隊を桑飼村方面に派遣して救護と警戒に当らせ、保安隊の中十二名を岩瀧町に派遣し、同地の分遣隊と交代せしめた。斯くて桑飼・岩瀧・山田各方面における負傷者の手当、屍体発掘、半壊家屋の修理、並に道路交通の整理等に従事し、更に青年団、在郷軍人団を指揮して夜警巡邏に当り、一般の警備に任ずる所があった<sup>(34)</sup>。

この記述が示しているのは、救護隊が負傷者の診療ばかりではなく治安維持を重要な任務としていたことである。しかもそれは青年団や在郷軍人会を指揮下におくことによって遂行されたことに留意しておきたい。

このような海軍の活動に対して、『奥丹後震災誌』はどのように記述しているのだろうか。以下に引用しておこう。

演習のため宮津に碇泊していた駆逐艦が救助隊に早変わりして、逸早く機敏な活動をつづけたこと、それ自体がいかに多くの惨害を軽減し得たことであらう。あの際における艦隊の宮津在港が、ゆくりなくも非常事変に処する海軍の真価を發揮し、国民の海軍に対する信頼を一層高むるの結果を生むに至つたことは、天意が偶然か、きはめて意義深き実物教訓を示したものと云つてよからう。<sup>(35)</sup>

先にみた陸軍の活動への評価と同様に、感情的な表現をまじえつつ、「海軍の真価」が發揮されたことが強調されている。総じて、震災時の陸海軍の活動が、常備軍の有用性を社会的にアピールし、信頼を高める結果を生みだしたことは否定できないといえよう。

### 3. 諸団体による救援活動

北丹後震災で特筆されるのは、多くの民間諸団体が被災地におもむき救援活動に参加したことである。救援活動の応援に来たのは278団体、総計16,425人<sup>(36)</sup>。参加人員の内訳は、京都府内でみると「自治団体其他」（町村の行政ルートで組織された救援団体）が58団体・4,042人、消防組が59団体・3,221人、青年団が47団体・2,649人、連合団<sup>(37)</sup>が18団体・1,813人、在郷軍

人会が37団体・1,683人であった。京都府外からは59団体・3,017人が救援に参加した。

これらの救援団体はどのように組織されたのだろうか。『奥丹後震災誌』にはそのあたりの事情について記述が乏しいが、「震災情報」の中に若干の手がかりをみつけることができる。「震災情報」第145号（3月10日）には、「京都府青年団ノ活動」として次のような記録がある。

一、大震災ノ翌日（八日）府連合青年団長ハ各郡市連合青年団長ニ左ノ電報ヲ發シ之ガ救援方ニ策励ヲ与ヘタリ

奥丹地方大震災ニ救援方努力ヲ乞フ

二、近接左記各郡連合青年団ニ出勤方ヲ促ス

與謝郡ヘハ天田郡ヨリ百名 中郡ヘハ加佐郡ヨリ百名 竹野郡ヘハ何鹿郡ヨリ百名 熊野郡ヘハ天田郡ヨリ廿五名

尙尔余ノ一市十郡ニ対シ出動準備方電牒ス

三、加佐、天田等近接郡青年ハ自発的ニ約六百名震災地ニ出動係員ノ指揮ニ依リ活動中

何鹿郡青年団ハ九日午前九時在郷軍人消防組等ト共ニ計三百名指定地区竹野郡ニ向ツテ出発セリ

四、京都市青年団先発隊三十名ハ九日午前十時慰問袋一千個ヲ貨物自動車ニ搭載中郡峯山地方ニ向ヘリ

五、目下各郡青年団ハ救援隊ノ組織並ニ義援金ノ釀集ニ奔走中、

ここで注目しておきたいことは、発震翌日に京都府連合青年団長から各青年団に救援要請が出され、近隣の郡連合青年団に対して出動人員が割り当てられていることである。また、加佐郡、天田郡の青年は10日の時点で約600名が「自発的ニ」活動しているという記述があることにも注意したい。「震災情報」第157号（3月10日）にはこの点に関連して、「本（加佐）郡ニ於テ消防組在郷軍人及青年団ヨリナル三百名ノ救援団ヲ組織シ十日午前八時舞鶴駅発列車ニテ震災地峯山及網野地方ヘ派遣セリ」という舞鶴警察署長からの報告がある。ここに見られる「三百名ノ救援団」は、「震災情報」第145号の600名の青年の一部であると推測される。さらに「震災情報」第270号には、「加佐郡緊急町村長会ニ関スル件」として、舞鶴警察署長の次のような報告がある。

去ル九日午後一時ヨリ当署部内舞鶴町公会堂ニ於テ緊急加佐郡町村長会ヲ開催シ舞鶴新舞鶴（代理）両署長加佐郡連合青年団長（代理）在郷軍人加佐郡連合分会長等列席ノ上震災地へ送ル救援隊派遣ニ付協議シタル結果別表ノ通り割当ニテ各町村ヨリ派遣スルコトニ決定シ十日午前八時十分舞鶴駅発列車ニテ当署井上警部補ヲシテ輸送指揮セシメ峰山ヘ向ハシメタルカ同町村長等ハ救援隊ニ関スル協議決定後加佐郡ヨリ金壱万円ヲ震災地ヘ寄付スルコトニ決定シ其ノ割当等ハ来ル十五日ノ町村長会ニ於テ確定スルコトシ散会セルカ其ノ割当方法ハ各町村ノ戸数割当額及戸数等ニ按分割当ヲ為スモノノ如クニシテ別表ノ如キ金額トナル模様ニシテ各町村ハ自町村割当額ヲ持帰リテ各々其ノ酬〔釀〕出方法ヲ決定スル趣ニシテ該金員ハ丹州時報ヨリ京都府知事ヲ經テ罹災民ニ配給ヲ依頼スル予定ニ有之候条此如及報告候也下線部（下線は引用者）の記述から推測すれば、「震災情報」第145号に記載された加佐郡からの救援団は、加佐郡緊急町村長会に列席した加佐郡連合青年団長の指示によって組織されたもの

だということになる。とはいっても、彼らにはボランタリーな意識はなく、救援要請割当に仕方なく応じただけであったと断定することはできない。つまり、「自発的ニ」活動しているという表現を、字義通り受け取ることはできないし、だからといってそれをまったく否定するわけにもいかないのである。両方の要因を斟酌し、当時の地域社会の構造をふまえた上で青年団の活動を位置づけることが必要であろう。また、この問題とは別に、この史料では各町村に寄付金の割当が決定されていることにも留意しておきたい。

次に、諸団体による被災地での活動期間と参加人員の変動を分析するために、表6を検討しよう。表6はもっとも激甚な被害を受けた峰山町に限定して諸団体の活動期間と活動人員数をまとめたものである。活動人員については峰山町だけで救護活動に参加した団体をピックアップしたため、移動して複数の町村で活動した団体の人数は含まれていない。したがって実際の活動人員はこの数値よりも多くなる。この表によると、諸団体の活動期間には二つの山があることがわかる。第1のピークは3月10日で414人が活動し、その後13日に大きな谷間がくる。第2のピークは14日で17日からは人数が100人を切っていく。

表6 峰山町で活動した各種救護団体

分類	団体	出動人員	3/8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22日以降
青年団	京都市連合第1班	32			○	○											
	同 第2班	116						○	○								
	京都市有齋	7								○	○	○					
	京都市六原	3								○							
	京都市理髪組合川端部	11												○	○		
	京都市相愛会	13								○	○	○	○	○			
	宇治郡連合	40								○	○						
	南桑田郡旭村	24							○	○							
	船井郡連合	130								○	○						
	福知山町第2班	15							○								
	加佐郡由良村	35	○														
	中郡五十河村青年団	58							○								
	熊野郡下佐濃村青年団	70							○								
在郷軍人会	何鹿郡連合	50				○											
消防組	舞鶴町	11								○							
	何鹿郡物部村	25								○							
	加佐郡河守町ほか5カ村連合	54					○										
	加佐郡岡田上村	94		○													
連合団	久世軍連合(青軍)	33					○	○									
	何鹿軍連合(青軍)	20			○	○	○										
	加佐郡連合(青軍消)	300			○	○											
体自など	京都市相愛会	13								○	○	○	○	○			
	舞鶴中学校生徒第2班	104														26～27	
	宮津中学校生徒	73															27
京都府外の団体	城崎郡五ヶ庄村軍人、青年団	35									○						
	城崎軍三方村救援隊	46										○	○	○	○		
	三方郡温泉村字伊角青年団	29					○										
	滋賀郡連合軍人分会	28															24～27
合計		1,469	35	0	414	402	168	33	319	270	238	76	79	72	83	57	

出所：『奥丹後震災誌』398～405頁より作成。

注1：連合団の団体名の青は青年団、軍は在郷軍人会、消は消防組を示す。

注2：何鹿連合団については『奥丹後震災誌』には20～12日とあるが、10日～12日の誤りと判断した。

ここで指摘しておきたいのは、次の3点である。第1に、3月10日という比較的早い時期に近隣の加佐郡から多くの人々が応援のために被災地に向かっていることである。表中の加佐郡連合とは、青年団・消防組・在郷軍人会が連合で派遣した救援団体であり、「震災情報」第270号で報告されたものと一致する。被災地外の人々が新聞によっておおまかな情報に接するのが3月8日、激甚な被害情況をやや詳細に知るのが9日であるから、10日の時点でこれだけの規模で活動していたことは被災地にとっては重要な意味をもったであろう。

ただし、早い時期の応援活動においては多少の混乱は免れなかった。「震災情報」第38号（3月9日）には「地方青年団在郷軍人団消防組合員等ノ応援続々入来スルモ之等ハ食糧ノ準備ナク当地ニ入りテ食ヲ取ルノ状況ニテ食糧欠乏之レガ運搬困難ノ際応援員トシテ罹災地ニ赴カントスル者ハ少クトモ三日以上位ノ食料携帯ノ上入峯スル様是非共御取計相成度」という要請が峰山救護事務所から府庁（警務部情報係長）になされている。

第2に、13日の谷をどう考えるかである。おそらく被災初期の救援活動は、準備不足のため3日が限度であった。後続の団体がまだ到着していないために、いったん応援活動が収縮したのではないだろうか。おそらく、これは峰山だけではなく全般的な傾向だったと思われる。『奥丹後震災誌』には、総括的に、「これ等救援団体は何れも野営の目的を以て出発に際し各自一日分乃至五日分の糧食と救援に必要な器具を携帯し、一人平均二日半の標準で作業に従事した<sup>(38)</sup>」とあるが、震災直後の救援団体の滞在日数は短期間になる傾向があった。

第3に、14日から16日にかけては活動団体数が多くなり、200人以上が活動し、諸団体の活動がもっとも活発になったことである。こうした傾向も被災地全体で共通していて、発震一週間後の数日間が救援活動の充実期といえそうである。

では、救援団体はどの程度の規模で被災地にやってきて、どのように現地で活動しているのだろうか。表7を参照しよう。救援団体の規模を被災地全体でみると、100人以上の団体数は約1割である。以下、99～50人が2割、49人～25人が約4割、25人未満が約3割となっている。『奥丹後震災誌』によれば、各団体はいずれも「一定の指揮者の下に分隊、小隊、中隊の編成によつ

表7 救援団体の規模

	100人以上	50人以上	25人以上	25人未満	合計
青年団	8	9	23	18	58
在郷軍人会	2	11	17	10	40
消防組	3	16	37	24	80
連合団	5	7	9	2	23
自治団体その他	12	11	20	26	69
府外の救援団体	6	14	26	24	70
合計(A)	36	68	132	104	340(B)
A/B	0.11	0.2	0.39	0.31	

出典：『奥丹後震災誌』398～405頁より作成。

注：1団体から複数班派遣されている場合は、班ごとに集計した。

て所要の各町村に配置」され、「要所と目される各郡の中枢地には監督者を置き、各町村に駐在員、出張所に応援係を配置して系統的に連絡を計り、一面軍隊・警察・町村等の各当局者との連携を密にし、組織的に」活動したとされる<sup>(39)</sup>。京都府の編纂したものであるから多少自画自賛があることを考慮しても、救援団体の活動がかなり組織的に行われたことは各種の統計表からも読み取ることができる。

何鹿郡連合団体の事例をもとに、この問題について踏み込んで考察してみよう。同連合団体は、郡内各町村・在郷軍人会・青年団・消防組などが連合して組織された救援団で、5回に分けて被災地に派遣された。指揮者についてみると、第1回が在郷軍人綾部分会副長、第2回が陸軍工兵中尉、第3回が陸軍歩兵少尉、第4回が志賀卿村在郷軍人分会長、第5回が口上林青年団長となっている。編成については、第1回は3「班」(40人)、第2回は4「小隊」(301人)、第3回は3「小隊」(300人)となっている。第4回(85人)、第5回(107人／青年団員のみで編成)については詳しいことはわからない<sup>(40)</sup>。

これらのうち、注目されるのは第2回と第3回である。両回とも300人を超えたためか、疑似軍隊的な編成がとられており、将校クラスの人物が指揮している。多数の人々を被災地で効率よく活動させるためには、なんらかの組織化は不可欠である。在郷軍人会と連合で派遣された大規模な救援団体だからこそ、そうした疑似軍隊的組織化が顕著にみられたのかというと、そうともいい切れない。救援団体の規模の大小にかかわらず、軍隊との協同作業を行う場合は広い意味で疑似軍隊的に組織化されざるをえなかったと思われる。この点について、『奥丹後震災誌』は、「各種救護事業中でも工兵隊が主として當つたバラツク建設作業には各郡町村から出動した在郷軍人団、青年団員等が補助となり、手足となつて其作業を助け、工程を早からしめた効果は頗る多い<sup>(41)</sup>」と記している。

その典型的な事例としてあげられているのは、船井郡連合青年団である。同青年団130名は、14日峰山に到着し、園部中学校教官大槻中尉指揮の下に幕舎に露営して、2日間「困苦欠乏に耐へながら」材料の運搬、焼け跡整理に従事し、「軍隊の作業を援助し、工程進捗を容易ならしめるに努めた」という<sup>(42)</sup>。これに対する『奥丹後震災誌』の評価を長くなるが引用しておきたい。

船井郡連合青年団が名実共に救護隊たるに背かない丈の任務を全ふし得たのは、一に素質の優良なのに基因するのは勿論であるが、而も衆心一致軍隊と協力して、よく団体的偉力を發揮し得たのは、これ全く平生における青年訓練の賜といふべく、又以て同郡の官民がいかに青年訓練所の活用に熱心であるかといふことの一端を推知し得られるのである。

緊急を要する非常事変の場合に当り、地方青年団等団体的訓練の優秀なもの、又は在郷軍人団等の如きは、之を軍隊の指揮下に入れて作業せしめることは、最も能率の向上を期し得るもので、彼等に何等の悪感情や悪影響を与へないばかりでなく、反つて軍隊と事を共にし、其指揮の下に救護に当ることを以て非常の便利とし且栄誉と感ずるものがあるやうである。斯くてこそ彼等は平素の訓練に対する自信を固くし、有事の際ににおける有用の要素となり、国民皆兵の實に副ふ所以であると云はねばならぬ<sup>(43)</sup>。

『奥丹後震災誌』において、こうした評価や提言めいた記述はそれほど多くない。やや力の入った表現になった理由は、前年から設置された青年訓練所への入所促進と定着が行政の課題として認識されていたからであった。青年訓練所は16歳から20歳の男子に対して兵式訓練の施設を設ける方策として設置され、4年間の最低総時間800時間のうち400時間を教練にあてることとされていた。それは、1925年、中等学校以上の学校へ陸軍現役将校が配属されることになったのに対応して、教練の実施を学生生徒以外の青年にも及ぼそうとするものであった。船井郡連合青年団員が園部中学校の配属将校の指揮のもとに被災地で活動する姿は、青年訓練の理想的な実践として位置づけられたのであった。

さて、救援団体の活動実態に話を移そう。天田郡連合青年団の事例では、作業の内容は次の通りであった。

- 一、峰山町中央から赤坂を経て石丸に至る約四千米の間における倒壊家屋の取除き及除雪、赤坂峠の崩壊土の取除きをなし、網野方面へ至る交通を便利にする。
- 二、罹災者収容バラック六十坪のもの二棟及び四十五坪のもの一棟、この三棟に便所建設、実科高女・小学校・幼稚園等の事務所として十坪余りのバラック建設、並にこれに要する材料を峰山駅から運搬。
- 三、本府出張救援本部の敷地々均し、バラック並に幕舎の建設。
- 四、警察署及び土木工営所倒潰跡の整理。
- 五、罹災者の護送及救護所の荷物輸送。
- 六、丹波村及び吉原村の道路上に倒潰した家屋の取除き及び雪除け、仮橋の架設、バラックの建設、役場・小学校・信用組合等倒壊跡地の整理<sup>(44)</sup>。

これ以外にも、死傷病者の収容、斃牛の後始末、役場・学校などの重要書類搬出、電話線架設の補助、消失家屋の灰掻き、救護物資の配給などがあった。傷病者の医療手当は、すでにふれたように医者や看護婦などで組織された救護班が担っており、救援団体はそれら以外のあらゆる作業の補助にあたったことになる。

こうした多くの救援団体の活動を促した条件の一つとして、鉄道の無賃乗車許可をあげることができる。3月8日、京都府は、「無報酬で震災地の救護・救援作業に従事するべく出張する労力奉仕団体の乗車」について、鉄道省に許可を求めた。鉄道省は、3月8日から12日までに限って許可を出したが、9日付で3月20日までこれを延期した。ただしこの時点では、青年団などの救援団体は含まれていなかったようである。京都府は11日、鉄道大臣と神戸鉄道局長宛に救護班員無賃輸送の対象範囲について「労力奉仕ノ青年団員其ノ他ノ団体ニモ之ヲ通用スル様電報照会シ」、12日、鉄道省旅客課長より「無賃輸送ノ救護班ニハ無報酬ニテ労力ヲ提供スル青年団員モ含ム」という回答を得た<sup>(45)</sup>。

これを受けて、京都府内務部長・警察部長連名で各警察署長に対して、青年団および在郷軍人会から申し出があった場合証明書を下付すること、それらの団体が宮津に到着したら京都府震災救護宮津出張所の指揮を受けるよう指示すべきことが通牒された。救援団体に対する無賃乗車は、

その後2度延長されて結局4月10日まで適用となった。統計で見ると、3月21日までの無賃乗車証明書取扱件数は青年団が30団体・1432人、在郷軍人会が14団体・959人となっている<sup>(46)</sup>。近隣の町村の場合には鉄道を利用しない場合が多いことを考慮すれば、無賃乗車が救援活動に便宜を与えたことは間違いない。

本章の最後に、こうした諸団体による救援活動をどのようにとらえるべきかについて補足しておきたい。これらの救援団体は、町村によって組織されたものを除けば、あらかじめ存在する団体をもとに編成され派遣されたものであった。何の組織にも属さない人が自発的に参加するものとしてボランティアを定義すれば、それとの距離は明白である。在郷軍人会や消防組の場合は目に見えない圧力を考慮しなければならないし、青年団や町村が組織した場合でも、完全な自由意志とはいえない部分が残る。加えて、『奥丹後震災誌』において、「震災活動の応急跡始末は、軍隊の力による外、平素から軍隊的、団体的訓練を経た在郷軍人会員、青年団員、消防組員等の奉仕的活動に待つ所、頗る有効なものがあることは言ふまでもない<sup>(47)</sup>」と記述されていることを考えると、現在の災害時におけるボランティア活動と安易に結びつけることは慎まなければならない。京都府は、軍隊的・団体的訓練が日常的に行われていることが災害時に役に立ったという点を評価しているのである。

もちろん、救護活動に参加した人の意識の中には、被災している人々に対する同情や助け合いの精神があったことを否定するわけにはいかない<sup>(48)</sup>。しかし、仮にそうだとしても、当時の政治・社会構造においては、被災地での「奉仕的活動」が抽象的な「社会」奉仕に拡張され、国家への滅私奉公へと転化していく可能性が十分に存在していたことにも留意しておく必要があるだろう。

## 4. 被災地史料からみた震災

### (1) 救護期の被災地町村

本章では、被災地側から震災の被害・救護・復興をあとづけてみよう。ここで利用する史料はいずれも被災地の町村役場と府とのやりとりを綴った文書群である。そもそも被災地における混乱状況のため、この種の文書の残存状況はあまりかんばしくない。いくつか保存されている町村役場の文書を用いて、被災地の町村が直面した課題の概要を把握してみたい。救護・救援する側から、被災地へと視点を移動させることによって、前章までに明らかになった震災時における軍隊・行政・諸団体の活動を別の角度から検証し、被災地の要求と行政の対応、国家行政と府県行政のズレ、復興にあたっての社会的支援の役割などについて明らかにすることが本章の課題である。

便宜上、京都府の救護班が撤退を開始する3月31日を境に、それ以前を救護期、それ以後を復興期としておきたい。1章では、4月7日をもって狭義の救護期から復興期に移行するとしたが、町村の文書で見ると3月31日を画期とした方が被災地の状況を理解しやすいと思われる。

まず、救護期について見ると、発震から1週間ほどは残存する文書はほとんどない。1週間後から京都府庁や京都府震災救護出張所とのやりとりの文書を見る事ができる。たとえば丹波村役場文書「震災関係書類」には、早い時期のものとして3月14日付の罹災乳幼児の救護に関する文書がある。この文書は、京都市西陣の和楽園という施設から丹波村長宛てたもので、母親または父親、あるいは両親をなくした乳幼児の入園希望を照会してきたものである<sup>(49)</sup>。同文書には「京都府社会課並ニ京都市社会課ノ御後援ノ下ニ左記救護事業開始致候」とあり、京都府・市の社会課がこうした取り組みに関与していることがうかがわれる。また、同じ日付で、財団法人平安徳義会からの児童受け入れの連絡が、京都府震災救護峰山出張所長を介して届いている<sup>(50)</sup>。

その後、京都府は3月17日付の文書で、孤児、貧児、鳏寡孤独となった人の救護収容のための施設を紹介し、あわせて、そのような人々を「調査ノ上各員数並ニ収容ヲ要スヘキモノ、氏名、年齢、性別等本月末ニ本府ニ到着候様御回報相成度」と指示した<sup>(51)</sup>。実際にこうした施設に受け入れられた乳幼児や児童がどの程度いたのかは定かではない。

次に救護期の文書で目につくのは小学校に関するものである。3月14日付の丹波村長から京都府学務部長宛の文書は、被災した児童のための教科書の配給を要請している。尋常科第1学年では49人の就学児童数に対して30人分、第2学年では45人に対して25人分とあり（第3学年以上は省略）、尋常科・高等科全体で296人の就学児童に対して160人分の配給希望が出されている。3月14日には、あわせて小学校の被害状況も報告されている。丹波村では、校舎3棟が消失、校舎1棟が半壊となり、寺院なども概ね倒壊したため児童を収容する場所がないこと、何よりも被災者の救護に忙殺されていることから、授業開始の目途が立たないとされている。また、小使1名が校舎倒壊の下敷きになって焼死するなど、小学校は壊滅的な状態であったが、御真影は「震災ノ際直ニ取出シ村長宅地内ノ倉庫ニ遷シ奉レリ」と報告されている<sup>(52)</sup>。

発震からほぼ10日後の18日には、児童を校庭に集めて講話をを行い、19日には配給を受けた天幕3張の中で授業を開始し「講話並修身訓話」を行った。村としては、今後はいったん「バラツク」式仮校舎を希望し、「永久的復旧計画」については、低利資金または無利息資金の借入が必要であるとの報告が、村長から知事宛になされている。小学校の再建は村財政の大きな負担とならざるをえなかった<sup>(53)</sup>。

被災者の避難生活に対応するために、バラック建設も村の重要な課題であった。3月20日、震災救護官津出張所から被災地町村に対して、次のような区分で希望戸数を届け出るよう指示が出された。①「旧住家ヲ修理シ又ハ住家ヲ建テ之ニ居住セントスル者（五拾円以内ノ補助ヲ与フル見込）」、②「新ニ自ラ仮設屋ヲ造ラントスル者（参拾円以内ヲ補助スル見込）」、③「府建設バラツクニ収容ヲ希望スル者」、以上の3区分である。これに対して翌日、丹波村長は、①については200戸、②については該当なし、③については110戸と回答している。その結果、同日付で京都府から110戸のバラツクが割り当てられた。この時点で、地震発生からほぼ2週間が経過している。ただ、それでもバラツクは不足しており、3月27日、村長は16戸分の増設を府に要請している<sup>(54)</sup>。

救護期における町村文書の中で最後に注目しておきたいのは、神社の被災調査に関するものである。3月17日、京都府学務部長から各町村宛に「神社本殿震災情況調査」として、「一、焼失又ハ倒壊ノ為応急措置見込無之本殿 二、速急措置セサレハ倒壊ノ虞アル本殿 三、前二項ニ該当セサル本殿」について回報するよう指示が出された。23日、丹波村村長は、一については熊野神社（村社）、二については昨岡神社（村社）・櫛沢神社（村社）・矢田神社（村社）、三については「ナシ」と回答している<sup>(55)</sup>。さらに3月28日には、神職およびその家族の被害についても調査するよう京都府から指示が出されている<sup>(56)</sup>。神社の被害・再建予算については、こののち、より詳細な調査が要請されることになる。

以上、救護期の役場文書の中で注目されるものを見てきたが、このほかにも被害状況調査、配給物品・慰問品の分配、応援団体派遣の連絡、隔離病舎の被害調査指示などに関するものがある。

## （2）復興期の被災地町村

4月以降の復興期について検討してみよう。ただし、復興の問題は多岐にわたるため、本稿では被災者にとってもっとも喫緊の問題である住宅について分析を限定する。産業復興、道路・河川の復旧、神社の復旧などの問題については、紙幅の関係上割愛せざるをえない。

被災地の町村が直面した復興の課題の概要を理解するために、まず復興に対する京都府の対応を必要な限りで見ておきたい。復興の成否にとって決定的な要因は財政であった。被災者の生活や産業・インフラの復興にあたって必要とされる資金を確保すること、つまりそれを政府に要請することが京都府の最も重要な仕事であった。

表8は、国家財政からの補給金・補助金・貸付金をまとめたものである。国庫補給金は、警備費や救護費への援助であり、警備費の内訳は警察官の旅費、警察電話応急架設・復旧費などである。国庫補助金の内訳は、災害土木補助・農業復興助成費・荒廃林地復旧助成費・漁業復旧助成費・機業復旧助成費などである。補助金と補給金の政府決定額をあわせると、総額の約23%になるから、残る約67%が貸付金ということになる。

表8 国庫補給・国庫補助・貸付金額

種別	内訳	A府要求額	B政府決定額	B/A
国庫補給金		787,513	268,662	34.1
国庫補助金		5,727,326	4,173,208	72.9
国庫貸付金		5,581,765	3,623,629	64.9
	府経済	789,069	618,225	78.3
	町村経済	3,586,698	2,658,014	74.1
	団体経済	46,100	37,840	82.1
	神社経済	1,159,988	309,550	26.7
大蔵省預金部貸付金		26,563,078	10,437,212	39.3
	産業資金	7,208,518	4,437,212	61.6
	住宅資金	19,354,560	6,000,000	31.0
合計		38,659,682	18,502,711	47.9

出所：『奥丹後震災誌』520頁より作成。

表では、貸付金は国庫と大蔵省預金部とに区分してある。国庫貸付金は府関連と町村関連のものに大別される。表中、府経済に含まれているのは、額の多い順に列挙すると、歳入欠陥補充、中等学校応急及復旧費、織物試験場応急並復旧費、警察庁舎応急並復旧費などとなっている<sup>(57)</sup>。町村経済には、額の多い順に、小学校応急及復旧費、歳入欠陥補充、町村役場応急及復旧費、被害跡地整理費、隔離病舎応急及復旧費、中等学校応急及復旧費、火葬場応急及復旧費、屠場応急及復旧費が含まれる。そのうち小学校応急及復旧費は64%と圧倒的な比率を占め、歳入欠陥補充をあわせると84%に達している。団体経済とは、『奥丹後震災誌』の内訳表では郡農会蚕糸同業組合・畜産組合事務所となっている<sup>(58)</sup>。大蔵省預金部貸付資金については、①産業復興資金、②機業復旧資金、③住宅復旧資金に類別できる（表では①②は合算され産業資金となっている）。①はさらに農業、養蚕業、産業組合、荒廃耕地復旧、漁業、畜産業に小区分されている。

この表からまず読み取れることは、京都府の要求額に対して政府決定額は半分に満たないということである。また、国庫補助金については高い比率で決定されているが、貸付金はそれよりも比率が下がっている。2種の貸付金を比較すると、国庫貸付金の場合64.9%が認められているのに対して、大蔵省預金分貸付金の政府決定額は府の要求額の4割を切っている。比率を押し下げているのは住宅資金であることが一目瞭然であろう。

被災者にとって生活の基盤となる住宅の復旧が切実な要求であったことは、4月9日に北丹4郡町村長連名で提出された「家屋再興資金貸下ニ関スル御願」に明らかである。この請願は内務大臣・大蔵大臣宛のもので、「罹災民カ生業ヲ営ミ自活ノ計ヲ樹テントスルニハ先ツ以テ其ノ生業ニ適応スル家屋ノ再興ヲ喫緊」とし、「金參千万円（一戸平均弐千五百円、一万二千戸分）御貸下」を要請している<sup>(59)</sup>。ただしこの要請は、全壊・半壊家屋すべてを新築で復旧することを前提としており、やや過大に算定されていると思われる。実際には、町村ごとに新築希望数を調査して出したと思われる府知事の要求額が、ほぼ妥当な数字ではないだろうか。

以上のように復興資金についての全般的な特徴をおさえたうえで、住宅資金についてやや踏み込んで考察してみたい。町村の文書を見れば、京都府が幾度となく厳密な被害調査を町村に指示し、農業や機業など被災地の産業復旧に必要な資金や住宅資金について照会していることがわかる。3月31日、京都府学部務部長は罹災町村長宛に、政府低利資金の融通によって、「公営住宅又ハ住宅組合経営ノ希望有之候ハ（中略）四月八日迄ニ本府ニ到達候様御回報相成度」と通牒した。ここで言及されている公営住宅は、政府低利資金の転貸を受けて町村によって建設される住宅である。住宅組合の場合は、被災者中7人以上が共同して組織された住宅組合に対して、政府が低利資金を転貸して住宅を建設することになっていた。組合員は家賃のかわりに一定額を組合に払い込み、組合がそれをまとめて元利金の償還にあてるという仕組みである。政府低利資金は年利4分8厘、償還期限は通常15年、1戸あたり2千円内外ということであった<sup>(60)</sup>。

府の照会に対して、木津村役場は4月11日に回答しているが、それによると公営住宅の希望はなく、住宅組合は区を単位とする4組合と報告されている（のち2組合が追加された）<sup>(61)</sup>。丹波村も公営住宅の希望はなく、住宅組合は3月31日の時点で11組合と報告している<sup>(62)</sup>。郷

村は、字ごとに組織された7組合を申請した（1つの字で3組合を作っているところもある）<sup>(63)</sup>。もちろん、府への回答では必要な建築資金や融資希望額も記されている。このように、被災地から上がってきた要求額を集積し、それを根拠に京都府は政府に要求額を示したはずである。

この間、村役場文書によれば、住宅組合の建設をめぐっては多少の混乱があったことがわかる。4月3日、震災救護峰山出張所から各町村宛に「住宅建設ノタメ補助ヲ必要トスルモノ左記区分ニ依リ（括弧内省略）至急調査ノ上直接知事宛報告相成度」という照会がなされた。その区分とは、「一、建設費全部他ノ補助ヲ必要トスルモノ」、「二、建設費ノ三分ノ二補助ヲ必要トシ三分ノ一自弁シ得ルモノ」、「三、建設費ノ三分ノ一補助ヲ必要トシ三分ノ二自弁シ得ルモノ」というものであった。丹波村からの回答は、一が180戸、二が50戸、三が4戸であった<sup>(64)</sup>。問題はこの照会の中の「補助」という言葉である。4月21日付の京都府学務部長から罹災地各町村長へ宛てた文書では、先の照会において「補助トアルハ建設ノ為必要ナル貸付資金ノ誤リニ付御了知ノ上可然御取計相成度候也」と訂正がなされている<sup>(65)</sup>。補助の語をめぐって解釈の相違が発生したために、府は貸付資金として明確に定義したのであろう。

住宅資金の必要度という点から丹波村の回答を見直してみると、注目されるのは、「建設費全部他ノ補助ヲ必要トスルモノ」の割合が圧倒的であったことである。この点に関わって、震災から約3カ月後、鈴木喜三郎内務大臣が京都を訪れた時の知事の対応が興味深い。6月4日、鈴木内相は府庁において府員一同に対して訓示を述べた。これに対する答辞で、杉山四五郎知事は「閣下はよく震災地の実情と罹災民の困苦とを御賢察あらせられ、先づ逸早く住宅資金の供給を御審議下され、引き続き機業資金・土木資金等につきても、特別のご同情を以て御配慮下さるとのことを承諾するには、罹災民は素より府民一同のまことに感謝に耐へない所であります」と念を押している<sup>(66)</sup>。住宅資金などの融通額が決定し通知されるのが7月9日付であるから<sup>(67)</sup>、このときの知事の言葉は、それらが協議中であることを念頭においていたはずで、被災地の切実な要求を代弁するものであったと思われる。にもかかわらず、結局、京都府が要求した住宅資金の31%相当分しか認められなかつたことは、この震災に関する国家の対応を象徴しているといえよう。個人の住宅復旧には、決して重き比重が置かれていないのである。

では、実際に住宅資金はどのように利用されているのだろうか。資金貸付内容については1927年中に完了した約366万円分しかわからない。それによると町村貸付が約84万円、公営住宅が約117万円、住宅組合が約165万円である<sup>(68)</sup>。このうち住宅組合については、木津村役場に保存された史料からやや詳しいことが判明する。政府の住宅資金貸付額の決定を受けて、7月27日付で京都府は被災地町村に対して住宅資金の借入予定額を回報するよう指示した。8月18日付で木津村から京都府に提出された調書によれば、木津村住宅組合の事業費は78,500円で、その財源は低利資金充当（住宅資金）が47,200円、出資充当額が31,300円となっている。組合員数は42戸となっているから、平均すると1戸あたり低利資金充当は1,123円、出資充当額は745円となり、その比率はほぼ3:2となる。また、組合員の平均所得は66円、低利資金充当額の最高は2,500円である。低利資金充当の平均額を平均所得で割ると約17カ月という計算になる<sup>(69)</sup>。

これに対して、震災翌年の1月18日、京都府から木津村住宅組合には調書の予定額の76%にあたる35,800円が貸付られている<sup>(70)</sup>。

丹波村の場合、詳細は不明である。同村は当初住宅組合を組織したのだが、1927年11月の時点で公営住宅に変更を願い出ている。公営住宅は、「政府低利資金ノ転貸ヲ受ケ住宅ヲ建設シテ之ヲ罹災者ニ貸付シ其ノ家賃ヲ以テ借入元利金ノ償還、地代、火災保険料修繕費等ノ必要費ニ充ツルノデアツテ償還期限満了ノ時貸付者ニ住宅ノ所有權ヲ移転スルモノト然ラサルモノトノ二方法ガアル」と説明されている<sup>(71)</sup>。住宅組合と比べると、住宅の所有權の帰属と償還期限で相違がある。京都府からの通達によれば、住宅組合の場合は償還期限が通常15年とされ、公営住宅は20年となっている。丹波村の場合、なぜ公営住宅に変更したのか定かではないが、借入申込者の要望があったものと思われる。

木津村と同じく、8月に丹波村が京都府に提出した調書では、3組の住宅組合が作られ家屋建築費は付属施設も含めて267,987円、そのうちの約70%にあたる187,800円が低利資金充当額とされていた<sup>(72)</sup>。実際の借入額は131,200円で<sup>(73)</sup>、調書に記載された必要額の約70%でしかない。もう一つ、郷村の事例を見ると、6月の村報に借入希望額と記された384,220円に対して決定額は356,300円となっていて、その比率は約93%とかなり高くなっている。郷村は直下に断層が走り被害が激甚だったため比率が高くなっているのだろうか。

このように地域によって差はあるものの、全体としては8月段階の低利資金の借入希望額は充分に満たされたとはいえないだろう。8月に町村から上がってきた調書は、すでに政府の住宅資金貸付額の決定後であるから、それ自体が当初の希望額を相当に下回っていることは確実であることも考慮しなくてはならない。

次に、この地震の被災者にとって義捐金の分配がどのような意味をもったかを検討してみよう。被災地ないし被災者の目線から復興を考える場合、義捐金の問題はきわめて重要な意味をもっていた。1章でふれたように、京都府は府内で269名の募集委員を任命するなどして義捐金の募集に力を入れたわけだが、震災からほぼ1ヶ月後の締切時点（4月15日）で、総額2,248,427円（1円未満は切り捨て。以下同様）であった。これについて『奥丹後震災誌』は、すでにみたように「意外の好成績を収めた」と評価している<sup>(74)</sup>。これらの義捐金について、京都府は表9のように分配金額を定めている。分配額の特徴として次の2点を指摘しておく。第1に、死者・行方不明者に対する分配額は42円とかなり低いが、孤児への分配額は最高で2,100円、最低でも126円と相当に高いことである。第2に、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者以外では、有資産者と無資産者との間に明確な区別があることである。住宅全焼・全潰者でみれば無資産者は有資産者の4倍、半焼者では3.3倍、半潰者では3倍となっていて、被害程度が大きいほど、無産者への配分比が大きくなっている。

さて、この分配基準を先に検討した住宅資金の問題と重ね合わせると、どのようなことが見えてくるだろうか。住宅全焼の（甲）無資産者の場合、義捐金分配は840円、有資産者で210円となる。すでに見たように、住宅組合の場合、京都府の当初の説明では、1戸あたり2,000円前後

表9 震災義捐金の分配

種別		1人または1世帯あたり金額(円)	人または世帯	分配金額(円)
死亡者		42	2,928	122,976
孤児	満15歳以下	A B	126 210	6 7
	満12歳以下	A B	126 840	10 7
		A B	126 2,100	4 8
	満6歳以下			50 16,800
動くことのできる障害者		有資産者 無資産者	84 210	17 52
動くことのできない障害者		有資産者 無資産者	84 840	121 3
重傷者			42	1,587
軽傷者			8.4	2,502
住宅全焼者	甲	有資産者 無資産者	210 840	471 614
	乙	有資産者 無資産者	105 420	121 841
		有資産者 無資産者	105 420	1,275 2,270
	甲			133,875 953,400
住宅全潰者	乙	有資産者 無資産者	52 210	100 1,158
		有資産者 無資産者	63 210	5,250 243,180
	甲	有資産者 無資産者	31.5 105	2 1
		有資産者 無資産者	42 126	126 210
住宅半焼者	乙	有資産者 無資産者	31.5 105	
		有資産者 無資産者	42 126	315 3,191
	甲	有資産者 無資産者	21 63	651 415
		有資産者 無資産者	42 126	82,278 402,066
住宅半潰者	乙	有資産者 無資産者	21 63	651 26,145

出所：『奥丹後震災誌』324～325頁より作成

注：Aは資産または扶養者ある者、Bは資産・扶養者ともない者。甲は住宅の建設修理をしたか、または1年内に建設修理する予定の者。乙は住宅を建設・修理していないか、1年内に建設修理する予定のない者、あるいは住宅を自己所有しない者。種別に関して、行方不明者などいくつかの項目は省略した。

が貸付られるとしていた。また、木津村の調書では、1戸あたり平均で低利資金充当が1,123円、出資充当額は745円であった。試みにこれらの数字を比較してみると、義捐金の額は相当に大きな意味をもっていたといえるだろう。村レベルでこの数字の意味を検討してみると、たとえば郷村の場合、住宅低利資金の貸付額336,300円に対して義捐金分配額は128,643円で、約38%に相当する。このほかの事例をあげると、木津村では、住宅低利資金の貸付額35,800円に対して義捐金分配額は98%にあたる35,116円、網野町では556,600円に対して62%にあたる347,749円、

峰山町では 801,600 円の 49.6 % にあたる 397,864 円、丹波村では 131,200 円の 61 % にあたる 80,157 円、島津村では 286,200 円の 72 % にあたる 205,455 円などである<sup>(75)</sup>。木津村以外は被害が大きかったところであるが、木津村と峰山町を除いて、住宅低利資金の 6 割から 7 割に相当する額が義捐金として分配されているのである。

ただし、義捐金は京都府が募集したものがすべてではない。郷村を事例にとると、41 の団体ないし個人から 13,438 円を村が直接受納している。これらは、東寺・本派本願寺・金剛峯寺・天理教などの宗教団体や、主として府外の新聞社・衛生組合・小学校・在郷軍人会などから郷村宛に届いたものである。これらの中で金額として大きな比重を占めたのは、大阪朝日新聞と大阪毎日新聞であった。前者は 6,432 円、後者は 1,000 円であるから、2 社だけで 5 割をゆうに超え、ことに前者の割合がきわめて高いことがわかる。こうした義捐金以外にも、御下賜金と各宮家からの御見舞金 2,254 円がある。その金額は特別大きいわけではないが、被災者に個別に分配されることによってもたらされるイデオロギー効果は絶大だったといわねばならない。

以上、住宅資金と義捐金の問題をくわしく検討してみたが、復興の問題はこれ以外にも多岐にわたる。最後に、町村レベルでどれだけの負債を抱えたかについて概観しておきたい。峰山町役場の文書群の中には、1930 年 5 月時点の「震災関係各種低利資金未償還額調<sup>(76)</sup>」がある。震災から 3 年経過しているが、この間、据え置き期間があつて償還はほとんど進んでいないので、未償還額は実際の借入金額とそれほど違わないと思われる。それによれば、未償還総額は 1,036,738 円であり（同年の同町の歳入総額は 756,613 円）、内訳を額の大きいものから列挙すると、小学校建物・設備（284,800 円）、機業運転資金（258,230 円）、町営住宅・郵便局舎・個人住宅建設資金（114,228 円）、震災機業復旧資金（114,050）、震災焼跡地区画整理費（83,615 円）、焼跡地整理費（43,000 円）などとなっている。償還期限は費目によって異なり、小学校建物・設備が 30 年、町営住宅・郵便局舎・個人住宅建設資金が 15 年、震災機業復旧資金が 10 年などとなっている。そのまま推移すれば、最長で 1957 年以降まで償還は続けれられる予定であった。

蒲田前掲書には、丹後縮縄の復興について、「運転機台数では震災から一年にして震災前に戻つており、丹後ちりめんの機業者は借金を抱えながらも好況に支えられて急速に復興に向かった<sup>(77)</sup>」とある。しかし、たとえ縮縄業としては好況が続いたとしても、個々の機業家を見ていくと、震災機業復旧資の償還が滞る事例がいくつも見られる。被災地の人々の抱えた困難の大きさが推測される。被災地の復興に関する本格的な分析は、今後の課題とせざるをえない。

## おわりに

これまでの考察によって明らかになったことを整理して、若干の展望を示しておきたい。

北丹後震災の死亡者の 99% は京都府に集中していたが、すでに見たように、被災の規模は京都府だけで対応するには到底不可能なレベルに達していた。にもかかわらず、地震への対応はもっぱら京都府にゆだねられ、京都府知事から近隣ないし遠方の諸県にまで救護活動の要請がなされ

た。罹災者側から見れば、それは救護の要求に充分に対応できていなかったことを示しているだろう。

地域社会の人々の生命と生活が危機に瀕した場合、住宅問題で検証したように、国家は直接に生活の復興を支援することに積極的であったとはいえない。軍事援護に関しても福祉に関しても、隣保相扶が原則である以上、緊急事態とはいえ、こと地震に関してのみ国家が直接的に罹災者の生活保障を行うことは不可能だったのであるまい。ところが、実際には、壊滅状態になっている町村がいくつもある以上、隣保相扶自体がなりたたないことは、4章で引用した罹災町村町長連署の「家屋再興資金貸下ニ関スル御願」にもあらわれている。この請願には、「資材ハ滅尽シ隣保互助ノ道絶無ノ現状ニ於テハ之レカ再興ハ自力ノ能クスル所ニ非ラサルハ既ニ御賢察ヲ賜り<sup>(78)</sup>」と述べられている。こうした罹災者の要求が権利主張に転化しないようにするため、また行政の対応が批判を招かないようにするための楔もあらかじめ打たれていた。京都府は4月2・3日、罹災地町村長を各救護出張所に召集し、浜田知事が出席して訓示を行った。知事は訓示の結びに、内帑金の下賜、土屋侍従の被災地慰問、天皇の「此上トモ努力セヨ」という「有難キ御詫<sup>(79)</sup>」ったことをあげ、「聖旨ノ程ヲ深ク奉戴致」すべきことを要請した<sup>(79)</sup>。災害と天皇制の関わりも今後の取り組むべき課題となるだろう。

次に考察したのは、府内・府外から被災地におもむいた多くの救援団体が、どのように組織されどんな活動をしたかであった。これらの救援団体は、行政ルートによって、あるいは消防組・青年団・在郷軍人会などの団体を母体にして組織されたものであった。救援に参加した人々の意識の問題には踏み込むことはできなかつたが、仮にそれらの人々に被災者への連帯意識があつたとしても、場合によつては、軍隊的秩序を社会に浸透させるという方向で利用されかねない問題をはらんでいたことを指摘した。

軍隊の役割の問題についてもいくつかの点が明らかになつた。軍隊は、震災直後の救護活動において重要な役割を果たし、緊急事態への対応能力を誇示したことを、まずは確認しておかなくてはならない。同時に、軍隊との協同作業の場合には、救援団体は一時的に軍隊の指揮を受けることもあったことは、救援活動の意義を考える上で見過ごせない事実である。藁にもすがる思いの罹災者にとって、災害への軍隊の投入は「救いの神」来る」という表現にあらわれているように、歓迎されたことは間違いない。軍隊がこうした機能を発揮することは、戦争を本務とする軍隊への支持が社会的に拡がっていくことを意味したのであった。新聞によつて軍隊の活動が逐一報道されたこと、在郷軍人会の救援活動もこれを増幅させる役割を果たした。

今後の課題として、地域における復興のあゆみと課題を罹災者の意識の問題まで含めて解明すること、救援活動に加わった人々の意識の問題、京都府の復興政策を見ることによって府県行政にとっての災害の意味を考察すること、などをあげることができる。またより大きな課題としては、1925年の北但地震、1933年の三陸沖地震など前後の地震や、河川の氾濫など他の自然災害における府県・軍隊・社会の対応を比較・考察しなくてはならない。本稿で明らかにした基礎的な事実と論点は、そうした作業によってより高次の議論へと展開されていくであろう。

注

- (1) 蒲田文雄『昭和二年 北丹後地震』(古今書院, 2006年) 10頁。同書が依拠しているのは『新編日本被害地震総覧』であるが、京都府編『奥丹後震災誌』(1928年)の統計では、死者2,992人、負傷者3,772人となっている。また、表9で見ると京都府民で義捐金分配の対象となった負傷者は4,089人である。
- (2) 蒲田前掲書の「九 震災の概要と灰燼の峰山町」を参照。
- (3) 拙稿「丹後震災にみる「救護」活動の社会的ネットワーク」、上田純一編『丹後地域史へのいざない』(思文閣, 2007年) 所収。
- (4) 北丹後地震の2年前、1925年5月23日に、西隣の北但馬を中心に地震が発生した(北但馬震災)。北但馬震災については、深井純一・岸田秀樹によって救援活動に参加した旧制豊岡中学生の作文が発掘・翻刻された(「震災救援の最前線に立った中学生たち (1) ~ (5) 1925年北但震災における旧制豊岡中学生たちの救援奉仕活動の作文記録」、『立命館産業社会学論集』36(3)・37(1)・38(1)・38(3)・39(2), 200年12月・2001年6月・2002年6月・2002年12月・2003年9月)。
- (5) 日本近代史においては、災害史の研究は遅れているといわざるをえない。そのような状況にあって、北原糸子『磐梯山噴火——災異から災害の科学へ』(吉川弘文館, 1998年)は先駆的な研究である。また同「学界だより 歴史地震研究会と歴史学研究」(『歴史学研究』第841号, 2008年6月)は、歴史地震研究における歴史研究者の役割や防災と歴史研究者の関わり方について重要な指摘を行っている。また、関東大震災における、在郷軍人会・青年団・消防組などの救護活動については、鈴木淳『関東大震災——消防・医療・ボランティアから検証する』(中公新書, 2004年)が参考になる。関東大震災と北丹後震災を救護活動の面から比較することは今後の課題としたい。
- (6) 発震直後の事態については、蒲田前掲書が詳しく記述している。なお、第9駆逐隊が最初に上陸させたのは、『奥丹後震災誌』では、警備隊あるいは巡察隊と表記され一定していない(『奥丹後震災誌』282~285頁)。
- (7) 『奥丹後震災誌』は京都府によって編纂された地震の記録であり、この地震に関するもっとも重要な史料である。編纂の際に依拠したと思われる文書は、京都府立総合資料館所蔵の「京都府行政文書」の一部として保存されているが、残念ながらその量は多くない。
- (8) 『奥丹後震災誌』298頁。京都府の救護活動については同書298~316頁に依拠している。引用文以外は煩雑になるので注記は省略したところもある。
- (9) 同前, 302頁。
- (10) ピークに達したのは11日の406人で、15日までは400人を超え、5月16日以降は100人以下となる(『奥丹後震災誌』436頁)。
- (11) 同前, 351頁。
- (12) 『大阪朝日新聞』1927年3月10日「慘害最も甚大なる峰山から網野へ入る」。句読点は原文どおり(以下同様)。
- (13) 『大阪朝日新聞』1927年3月10日「更に救済の最善策を」。
- (14) 『大阪朝日新聞』大阪版, 1927年3月9日。
- (15) 「震災情報」第177号(3月11日), 京都府庁文書「震災情報」。
- (16) 『奥丹後震災誌』307頁。
- (17) 同上, 314頁。
- (18) 丹波村役場文書「震災関係書類」10(数字は件名目録の番号を示す。以下町村文書については同様)。『奥丹後震災誌』の記述は、府があらかじめ罹災町村の府建設パラックへの収容希望者数を調査し、その回答を基準にして建設戸数を約4,000戸と定め、第一期3,000戸、第二期1,000戸として計画したように解される。しかし、それは誤解を招く記述であって、実際に罹災町村にパラック収用希望者の調査を指示したのは3月20日のことである。府があらかじめ必要と思われる戸数分を送り、

その数を調整するために各町村に必要数をあけるよう要請したのではないだろうか。

- (19) 『奥丹後震災誌』322頁。
- (20) 同前, 299頁。
- (21) 『大阪朝日新聞』1927年3月9日「本社撮影の最初の震災映画 朝日会館と三活動館できのふ逸早く映写す」。
- (22) 『大阪朝日新聞』大阪版, 1927年3月10日「さながら災禍に直面する思ひあつて本社の震災活写頗る盛況」。
- (23) 『奥丹後震災誌』388頁。
- (24) 同前, 340~341頁。衛生班の役割として, 次のようなものが列挙されている。①予防注射, 保菌者調査, 健康診断, ②消毒, ③検病的戸口調査, ④被害地町村消毒薬品の調査, ⑤飲料水に関する調査, ⑥便所の持続的消毒及屎尿の処置, ⑦下水汚水排泄の調査指示, ⑧傷病者救護の適否観察, ⑨乳幼児の栄養に関する調査, ⑩生活現況の調査, ⑪救護班の活動状況及び配置移動, ⑫救護班の物資薬品の配給適否。衛生班は何度か再編されたようである。2カ月以上ものちのことになるが, 5月26日時点で, 宮津警察署に12名, 峰山警察署に9名, 網野警察署に13名が配置されている。ただしそれらは衛生と警備を兼務している。
- (25) 『奥丹後震災誌』299頁。現在, 京都府立総合資料館には「震災情報」を綴じた簿冊「震災情報」がある。これは救護本部内に配布された「震災情報」を土木課が保存していたもので, 4月8日までのものが綴じられている。
- (26) 吉田律人「軍隊の「災害出動」制度の確立——大規模災害への対応と衛戍の変化から一」(『史学雑誌』第117編第10号, 2008年10月)は, 日露戦後に, 治安維持を規定する衛戍条例に軍隊の災害出動が盛り込まれ, 「衛戍条例は民衆の鎮圧と保護という異なる二つの性格を有し, 「警備」という大きな枠組みのなかで, 治安出動と災害出動は規定上表裏一体の関係にあった」としている。参照すべき論点である。北丹後震災における陸海軍の活動もこうした枠組みのもとでなされたものといえよう。本稿では, この指摘をふまえた上で, 北丹後震災を通じて, できるだけ具体的に陸海軍の活動実態を明らかにし, 救護活動全般において陸海軍が果たした役割を確定することを課題としている。
- (27) 以下のバラック建設に関しては, 『奥丹後震災誌』271~275頁, 314~316頁による。
- (28) 『奥丹後震災誌』には総計520戸あるが(272頁), それぞれの数を足すと526になる。
- (29) 『奥丹後震災誌』275~281頁。
- (30) 同前, 261頁。
- (31) 『大阪毎日新聞』1927年3月10日。
- (32) 『奥丹後震災誌』284頁。同書307頁にも14日の天候回復とともに「四隻の駆逐艦は二百二十噸の物資を網野町へ陸揚げし」とある。
- (33) 表5の編成の欄では救護隊や救護班など名称が不統一となっているが, 『奥丹後震災誌』の記述を踏襲した。
- (34) 『奥丹後震災誌』287頁。
- (35) 同前, 281頁。
- (36) 同前, 398~405頁から集計した。一つの団体が2班以上出した場合も団体数としては1として計算すると278となるが, 同書の記述では応援団体数282となっている。また, 出動人員は同書では27,789人となっているが, 団体別参加人員の数値を合算すれば16,425人となる。27,789という数値は参加延べ人数ではないかと思われる。
- (37) 在郷軍人, 消防組員, 青年団員が連合して組織したもの。
- (38) 『奥丹後震災誌』396頁。
- (39) 同前, 396頁。
- (40) 第1回は3月8日に到着して9日帰還, 第2回は9日に到着して13日帰還, 第3回は12日到着して16日に帰還している。第4回は13日に出発, 15日に帰還しているが, 第5回の活動期間はわからない(『奥丹後震災誌』406~408頁)。

- (41) 同前 262 頁。
- (42) 同前。
- (43) 同前, 263 頁。
- (44) 同前, 406 頁。
- (45) 「震災情報」第 265 号(3月 12 日), 京都府庁文書「震災情報」。
- (46) 「震災情報」第 274 号(3月 12 日), 京都府庁文書「震災情報」。
- (47) 『奥丹後震災誌』395 頁。
- (48) 前掲拙稿参照。
- (49) 丹波村役場文書「震災関係書類」2。ただし、和楽園からの照会には、精神・身体障害のある乳幼児は「確ケ御断リノコト」という条件がついている。
- (50) 同前, 30。
- (51) 木津村役場文書 103A「震災関係書類綴(府庁及出張所往復書類)」10。天主教女子教育院、平安養育院、平安徳義会、佛教護国団が施設としてあげられている。
- (52) 丹波村役場文書「震災関係書類」6。
- (53) 同前 7。
- (54) 同前 10。
- (55) 同前 14。
- (56) 木津村役場文書 103A「震災関係書類綴(府庁及出張所往復書類)」40。
- (57) 費目については『奥丹後震災誌』の表記に従ったが、煩雑になるので括弧を省略した。以下同様。
- (58) 『奥丹後震災誌』522 頁。
- (59) 同前, 542 頁。
- (60) 丹波村役場文書「震災関係書類」47。
- (61) 木津村役場文書 103A「震災関係書類綴(府庁及出張所往復書類)」72。
- (62) 丹波村役場文書「震災関係書類」47。
- (63) 郷村役場「郷村報」第 33 号, 1927 年 6 月 15 日発行。以下、郷村については同史料に依拠した。
- (64) 丹波村役場文書「震災関係書類」39。
- (65) 同前 74。
- (66) 『奥丹後震災誌』522 ~ 523 頁。
- (67) 同上, 518 頁。
- (68) 『奥丹後震災誌』545 頁。
- (69) 木津村役場文書 734「住宅組合書類 日記帳」。
- (70) 同前, 峰山町役場文書「震災資金関係」。
- (71) 丹波村役場文書「震災関係書類」48。
- (72) 同前 180。
- (73) 峰山町役場文書「震災資金関係」。
- (74) 『奥丹後震災誌』322 頁。翌年 4 月までの累計は、総額 4,397,571 円に達した。このうち府内が 743,447 円、府外が 3,654,124 円であった(同、322 ~ 323 頁)。
- (75) 貸付金額については、峰山町役場文書「震災資金関係」の「震災関係各種低利資金未償還額調」(1930 年 12 月 22 日)に依拠した。
- (76) 峰山町役場文書「震災資金関係」。
- (77) 蒲田前掲書, 155 頁。
- (78) 『奥丹後震災誌』542 頁。傍点は引用者。
- (79) 同前, 529 頁。

(2009 年 10 月 1 日受理)  
(こばやし ひろはる 文学部歴史学科准教授)